

補助金等の取扱いに関する規則

(昭和58年3月31日)

(西宮市規則第81号)

沿革

平成19年3月30日 規則90号〔1〕

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関し必要な事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の法人または法人格を有しない団体（運営規約および代表者の定めがあるものもしくはこれに類するもので市長が認めるものをいう。）に対して交付する補助金、助成金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助金等の交付の決定を受けて補助事業等を行う者をいう。

(規則の適用範囲)

第3条 補助金等に関しては、法令または条例もしくは他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(市長の責務)〔1〕

第4条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。〔1〕

(補助事業者等の責務)〔1〕

第5条 補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令の定め、補助金等の交付の目的並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行しなければならない。〔1〕

(補助金等の交付の基準)

第6条 補助金等の交付は、補助事業等の実施に必要な経費の全部または一部について、毎年度予算の範囲内で市長が定める。〔1〕

(交付の申請)

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的、内容及び経費、補助金等の額その他必要な事項を記載した補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施行を伴う場合は、実施設計書および図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

[1]

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定する。[1]

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、補助金等の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した補助金等不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。[1]

3 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者は、前条第2項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。[1]

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更)

第10条 市長は、第8条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。[1]

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容もしくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を当該補助事業者等に通知する。

(補助事業等の内容の変更)

第11条 補助事業者等は、補助事業等の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項を記載した補助

事業等変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。〔1〕

2 第8条の規定は、前項の規定による変更の申請があつた場合について準用する。〔1〕

〔1〕

〔1〕

(帳簿等の整備及び保存) 〔1〕

第12条 補助事業者等は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業等完了後5年間保存しなければならない。〔1〕

(状況報告および調査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況または過去の実績等について、補助事業者等に報告させ、または当該職員に現地調査を行わせることができる。

2 補助事業者等は、前項に規定する報告の要求に応じ、または現地調査に協力するとともに、関係書類その他の物件の提出の要求があつたときは、これを拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する報告または現地調査により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従つて執行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従つて執行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後(補助事業等が年度途中で完了したときは当該完了後)60日以内に、補助事業等の実績その他必要な事項を記載した補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

(1) 決算書又は精算書

(2) その他市長が必要と認める書類

〔1〕

(補助金等の額の確定) 〔1〕

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により通知するものとする。〔1〕

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業等の内容が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を当該補助事業者等に対し、命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令を受けた補助事業者等は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。〔1〕

(交付の時期) 〔1〕

第16条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後
に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の着
手前又は完了前であつても、その全部又は一部を交付することができる。

〔1〕

(交付の請求) 〔1〕

第17条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等
交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない
い。

- (1) 補助金等確定通知書の写し。ただし、前条ただし書の規定により補助事業
等の着手前又は完了前に交付を受けようとするときは、補助金等交付決定通知
書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

〔1〕

(決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関して、詐欺その他不正行為を行つたとき。
- (5) その他法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づき市長が行なつた指
示に違反したとき。

〔1〕

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた
場合においても適用があるものとする。〔1〕

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用
する。〔1〕

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、返還する補助金等の額、納付期限その他必要な事項を記載した補助金等返還命令書により、速やかに当該補助事業者等に対し、その返還を命じなければならない。〔1〕

2 前項の規定は、第11条第1項の規定により変更を承認し、既に交付している補助金等を返還させる場合及び第15条第4項の規定により補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金等を返還させる場合について準用する。〔1〕

(手続の省略)

第20条 市長は、特に認める簡易な補助金等については、第7条、第11条第1項、第14条及び第15条第1項に規定する手続又は添付書類の一部を省略することができる。〔1〕

(補則)

第21条 この規則に定める申請書その他の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。〔1〕

付 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度分の予算により支出される補助金等から適用する。

付 則 (平成19年3月30日西宮市規則第90号〔1〕)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の補助金等の取扱いに関する規則の規定は、平成19年度分の予算により支出される補助金等から適用し、平成18年度分までの予算により支出される補助金等については、なお従前の例による。